

小規模修繕契約希望者登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内業者の受注機会の拡大を図るため、一般財団法人秋田県建築住宅センター（以下、センター）が発注する指定管理業務に関わる住宅等の小規模修繕の受注を希望する事業者の登録制度に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において小規模修繕とは、50万円未満の修繕をいう。ただし、防犯及び防災並びに特殊な設備機器等に関わる修繕を除く。

(契約希望者の登録)

第3条 小規模修繕を受注できる者は、理事長の登録を受けなければならない。

(登録の要件)

第4条 前条の登録要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 秋田県内に住所（所在地）又は主たる事業所を有すること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- (5) 前号の許可を受けていない場合は、希望業種の履行に必要な資格又は許可を受けていること。

(登録の申請)

第5条 第3条の登録を受けようとする者は、一般財団法人秋田県建築住宅センター小規模修繕契約希望者登録申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類のいずれかを添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 建設業の許可通知の写し（登録希望業種に係わるもの）
- (2) 第4条第5号により登録を受けようとする者は、希望業種の履行に必要な資格又は許可通知の写し
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(登録の実施)

第6条 理事長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請内容を審査し、登録名簿に地区別にて登録するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 前条に規定する登録の有効期間は当該年の6月1日より2年間とし、この期間の追加登録はできないものとする。

(登録事項の変更等)

第8条 登録名簿に登録された者は、申請書記載事項に変更があったとき、事業を廃止したとき又は第4条の登録要件を欠いたときは、速やかに小規模修繕契約希望者登録事項変更等届出書(様式2)に変更内容等を確認できる書類を添付して、これを理事長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第9条 理事長は、登録名簿に登録されている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条の登録要件を欠いたとき。
- (2) 不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) 倒産又は破産したとき。
- (4) 関係法令に違反する行為を行う等不正又は不誠実な行為があったとき。

2 理事長は、前項の規定により登録を取り消したときは、直ちにその旨を登録されている者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、センターが発注する小規模修繕の契約等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。